

# 会 員 規 約

(総則)

第 1 条 この規約は定款第 6 条の規定に基づき、会員及び年会費に関し、  
必要な事項を定める。

(会員の種別)

第 2 条 会員は、本会の目的に賛同し、本会の活動を推進する正会員、  
賛助会員の 2 種とする。

- 2 会員以外に、委員会、ワーキンググループ等に専門家として参加  
する有識者を専門委員とすることができる。専門委員は、委員会、  
ワーキンググループ等の承認を得て理事長が委嘱する。

(特典)

第 3 条 正会員は、議決権を持ち、社員総会に出席することができる。

- 2 正会員、専門委員は、委員会、ワーキンググループ等に参加する  
ことができる。
- 3 賛助会員は、本協議会が主催するセミナー・講演会への招待、調  
査レポート等から活動報告を受けることができる。

(年会費)

第4条 正会員、賛助会員は、次の年会費を納入しなければならない。

(1) 正会員年会費 100万円

(2) 賛助会員年会費 10万円

(譲渡制限)

第5条 正会員、賛助会員、専門委員は、本規約等に定められた権利

及び義務の全部又は一部を、理事会の承認を得ることなく第三者

に譲渡してはならない。

(本規約の改定)

第6条 本規約の改定は、理事会、総会の議決をもって行う。

以上